

任意継続被保険者資格取得・喪失に関するご注意

【資格取得に関するご注意】

1. 保険料の納付方法

納付方法は毎月納付と前納の2つあります。

納付方法	説明	注意事項
1.毎月納付	<p>月々の保険料を毎月10日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)までに、当組合の指定口座に保険料を納付する方法です。</p> <p>振込手数料は被保険者(本人)負担となります。</p>	<p>月毎の保険料納入告知書は送付しておりませんので、納付期日迄に納付願います。</p>
2.前納	<p>保険料を半期(前期:4月～9月分/後期:10月～翌3月分)又は全期(4月～翌3月分)単位で、指定期日までに当組合の指定口座に前納保険料を納付する方法です。</p> <p>保険料をまとめて納付することにより、保険料が割引となります。</p> <p>振込手数料は被保険者(本人)負担となります。</p>	<p>指定期日までに当組合の指定口座で振り込みが確認できなかった場合は、前納の支払方法として扱えなくなります。</p>

※取得時に選択した保険料の納付方法は、任継資格取得後に変更可能です。変更時期、変更方法については当組合へご確認ください。

2. 任継資格取得月の保険料の納付期限と納付先

退職後、被保険者の資格を喪失した日(退職日の翌日)から20日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)以内に、当組合の指定口座(下記口座)に納付する決まりとなっています。

「任意継続被保険者保険料通知の件」には、納付忘れを防ぐため、納付期日を被保険者の資格を喪失した日より10日でご案内しております。

納付先

銀行名：みずほ銀行 京橋支店

口座名義：明治グループ健康保険組合 任継保険料口

口座番号：1115976

預金種目：普通預金

<裏面有>

【資格喪失に関するご注意】

任継者となった場合は、下記の「法で定められている資格喪失事由」以外では喪失することはできませんので、ご注意ください。

「法で定められている資格喪失事由」(健康保険法第 38 条)

- ①資格期間（2年）が満了したとき
- ②死亡したとき
- ③保険料を納付期日までに納付しなかったとき
- ④再就職をして他の健康保険の被保険者となったとき
- ⑤船員保険の被保険者となったとき
- ⑥後期高齢者医療の被保険者等になったとき
- ⑦資格喪失を申出し、資格喪失申出書が受理された日の翌月 1 日になったとき

1. 保険料の還付

任継者（本人）が資格喪失事由②、④、⑤、⑥、⑦に該当した場合は、その時点で未経過分の保険料を計算し返還いたします。

※同月得喪の場合

任継者として新たに資格を取得した月に喪失した場合は、同月得喪となります。

1 か月分の保険料は徴収され、保険料は還付できません。

2. 国民健康保険（税）の軽減制度該当により、資格喪失される場合の注意事項

平成 22 年 4 月 1 日より開始された国民健康保険（税）の軽減制度に該当され、任継者の資格を喪失される場合は、当組合にご連絡ください。

尚、国民健康保険（税）の軽減制度については、お住まいの各市区町村の国民健康保険課へお問い合わせください。